

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会  
第2回会合

日時：平成18年1月13日（金）  
場所：中央合同庁舎第2号館4階 401会議室

## 第2回「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」議事録

平成18年1月13日(金)

事務局

それでは、第2回武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会を開催いたします。

廣井座長

よろしくお願いいたします。

それでは、開催に際しまして、出席者の状況についてお願いいたします。

事務局

オブザーバー委員2名を含めまして、本日、委員19名のうち現在のところ出席者は15名となっております。新潟県の飯沼委員様は豪雪対策のため御欠席となっております。また、警察庁の五十嵐委員の代理として亀井代理委員、それから、厚生労働省の赤澤委員の代理としてジヨウ代理委員が御出席されております。

なお、小嶋委員、中山委員、小暮オブザーバー委員に関しましては、若干遅れて見られるとのことでした。

廣井座長

それでは、議事を進めたいと思います。先ほども申し上げましたように、前回は初めてということでありましたので、特に論点を絞らないで自由に意見交換をしていただきました。今回は、これも先ほど申し上げましたが、この武力攻撃事態等における安否情報の収集と伝達の方法について具体的な方法に絞って議論を進めていきたいと考えております。

まず初めに、事務局から安否情報の回答に関する運用の案、それから海外事例等について一括して御説明をお願いしたいと思います。

事務局

事務局の担当補佐の坂越です。よろしくお願いいたします。お手元の資料に沿って説明させていただきます。

第2回会合の検討会の資料をごらんいただきたいと思います。前回の第1回の議論を踏まえまして、国民保護法の対象類型について、どういう事態類型があるのかということについて議論が前回及びましたので、資料1におきまして、まずどのようなケースを今回安否情報の対象として考えているのかということをご皆さんに御説明申し上げたいと考えております。特にわかりやすいところで、資料1の3ページをごらんいただきたいと思います。

国民保護法の類型としまして、大きく分けて武力攻撃事態、これは戦争みたいなケースでございます。もう一つ、緊急対処事態、これは大規模テロと言われているものでございます。この2類型に分かれます。

まず最初の武力攻撃事態の類型として、国会審議で4類型が提示されております。着上陸侵攻、これはノルマンディー上陸作戦のようなケースでございます。それから弾道

ミサイル、ミサイルが飛んでくるものでございます。ゲリラ・特殊部隊。それから航空攻撃、これは空襲みたいなケースでございます。

続きまして、4ページが緊急処理事態としまして、大規模テロのケースが国会審議で4類型示されております。テロが国民保護法の対象になっているということが一つのポイントかなと思います。その4類型としまして以下のものがあるわけですが、事例で申し上げますと、原発の爆破、列車爆破事故、5ページでは生物剤の散布、炭疽菌、天然痘の散布のようなケースです。それから一番最後に、9・11のような航空機の自爆テロのようなケースという、全部で8類型が国会審議の中で示されているところでございます。

テロのケースにつきまして具体的な事例で見ていただきたいと思いますので、次の6ページをごらんいただきたいと思います。国際的な最近のテロを挙げておりまして、こちら辺の多くが基本的には国民保護法の対象になるのではないかと考えておりますが、バリ島やロンドンの列車爆破事件、スペインのマドリードの列車爆破事件、9・11、地下鉄サリン事件などが対象として、最近のテロの事案として出ております。

以上の8類型を前提に、我々は国民保護計画の準備を進めてきたわけですが、その準備に当たりまして、国民保護懇談会というところで、どのような準備体制をとるかということをもまず総括的に昨年論じられておりますので、7ページの資料に、その議事要旨として載せております。こちらの懇談会での議論を踏まえまして、お手元に配付させていただいております都道府県モデル計画というものを作成し、また、間もなく市町村モデル計画というものを作成し、各地方公共団体が国民保護計画をつくって準備作業を進めているという状況でございます。したがって、その大もととなる懇談会での議論で、どのような議論があったかということをお紹介させていただきます。

7ページの下線部分を見ていただきますと、武力攻撃事態でも4類型あるわけですが、事柄を単純化して、当面必要なものからつくった方がいいというような概括的な御意見がございました。また、弾道ミサイルとテロ、ゲリラへの対処が急がれることから、それらの対処を中心に計画の作成をすべきではないか。

着上陸侵攻等については、地方公共団体においてつくってもらうのも困難な問題があるということであり、検討する必要があるものの、当面の課題としては弾道ミサイル攻撃とテロ・ゲリラ攻撃への対処という二つを中心とすべきではないかという基本的な概括的な意見交換があって、現在の準備体制が進んできているという状況でございます。

最後の方に、テロ・ゲリラの対処につきましても、自然災害への対応と類似することも多いので、いろいろ参考にした方がいいというような御意見も多くございました。そのような考え方で現在の準備作業が進んでいるということでございます。

続きまして、資料2で、8ページをごらんいただきたいと思います。こちらは前回の御議論を踏まえまして、システムの具体的な運用イメージがなかなかわからないという御意見が多くございましたので、今回、全都道府県と幾つかの市町村、多くの地方公共団体の意見も踏まえつつ、意見交換もしつつ、システムの運用イメージをどのようにするかということ論じてまいりました。大体、今のところ考えているイメージを御説明させていただきます。

8ページで、まず入力作業ですが、避難所、病院、市町村、警察から全国のサーバーに、どんどん直接入力していく。いろいろなところから入力されたものが重複整理されまして、全国一つの情報が消防庁サーバーに瞬時にでき上がります。それを消防庁、都

道府県、市町村にフィードバック - セキュリティーはばっちりかけますけれども、そのまま共有していただきまして、消防庁、都道府県、市町村それぞれで照会に対して回答していただくということを想定しております。

ここでポイントですが、被災した都道府県、市町村だけしか回答できないとすると、なかなかオペレーション的にしんどいのではないかという御議論も前回あったかと思いますが、そういうことも踏まえまして、地方団体と相談した結果、全都道府県、全市町村が同じ情報を共有し、どこの窓口に行っても、親族、家族、友人等の安否情報の照会に対して窓口で回答してもらえるとという仕組みがとれないものかと検討しました結果、ほとんど、95%以上の地方公共団体で最大の相互扶助精神で、それはオーケーだと。法律上も、国及び地方公共団体とだけ書いてありますので、これも法律上問題はないということで、とれようと思っておりますので、そういうオペレーションのやり方をとろうというふうに考えております。それをやりますと、例えば、仮に阪神地域で大規模な事態が起きた場合に、私がこちらに居住している場合に、わざわざ阪神地域に電話したり現地に行かなくても、例えば千代田区役所に行って、自分の運転免許証を見せて本人確認がとれれば瞬時に回答していただけるというような運用がとれて、電話の輻輳もある程度軽減できますし、交通渋滞もある程度軽減できますし、国民の利便性にも資するという仕組みがとれるだろうというふうに考えているところでございます。

続きまして、9ページ、10ページに、その他幾つかのオペレーションについて具体的にどうやるのかということについて課題になる部分がございます。今、情報共有のやり方を御紹介させていただきましたが、そのほかに、前回の論点で示させていただきましたが、照会者の本人確認をするのかどうかという大きな論点がございます。仮に照会者の本人確認をする場合、現実的にでき得る運用はどのようなものかというのを、9ページの2番に書いているところでございます。基本的には2番の(1)におきまして、先ほど申し上げましたように、全国の窓口の市町村役場等に行っていただいて、運転免許証等の身分証明書をもって照会者の本人確認をとるということが一番簡便で、早いと。基本的にはこれが原則形になろうかと考えております。

一方で、実際の過去の災害を見ていただいても、電話による安否照会というのは非常に件数が多いものですから、電話のケースも想定しなくてはいけない。その場合には、(2)番のようなケースになろうかと思えます。すなわち、電話等での照会につきましては、身分証明書での確認がとれませんので、瞬時にオーケーということにはならず、折り返し電話等をせざるを得ない。住所、氏名、性別、生年月日の4情報をまず書き取っていただいて、その住所地所在市町村役場に電話をしていただいて、これが合致していれば本人確認がとれるという仕組みをとらざるを得ないだろうと考えております。

こうなりますと、時間的には瞬時に電話をかければ直ちに確認はとれるわけですが、役場間に電話をかければ直ちに確認はとれるわけですが、電話一本の作業が必要となるというオペレーションとなります。

(3)として、これは将来的な課題ですが、住民基本台帳カードが大幅に普及した場合には、カードリーダーをもってして、公的個人認証によって照会することによって、人手を介さず自動的に本人確認がとれるということも、カードが普及した場合には将来的な課題としてはあり得るだろうと考えております。

最後に10ページに、運用のもう一つの論点として、家族・同居者をその他の人と区別しまして回答していく。特別、家族同居者に該当する場合には、それなりの情報を回

答していいのだと。したがって、家族・同居者の確認が必要なんだというふうに考えますと、どのような運用になるかを御説明させていただきます。

その場合は、まず同居者は瞬時に確認できますので、同居者イコール住所地が同じであればいいので、住所地がイコールかと。これは瞬時にわかります。瞬時に同居者がイコールであれば確認はとれる。(1)で無理な場合には、同居していない家族の確認が必要となつてまいります。同居しない家族を確認する場合には、(3)のように、実質的に確認する場合には本籍地の市町村に役場から電話をしていただいて、戸籍謄本を見ていただいて、戸籍上つながっているか、親族に該当するかということを確認するというのが実質的な確認となる。これ以外の方法はちょっと考えられないということだろうと思えます。

以上が、具体的な運用のイメージでございます。

以上を前提にしまして、次のページ、資料3と資料4を見ていただきたいと思います。

資料3は、前回の御議論を前提としまして、また都道府県や市町村との意見交換やアンケート結果、調査結果も踏まえまして、現実問題として国民保護法の安否情報の回答の事務の特徴としてどんなイメージになるのかということの議論を整理するためにまとめさせていただきました。

まず、大きな特徴として、、、として法制度の特徴があるかと思えます。は、今回の国民保護法の95条の安否情報の回答の規定ですが、この立法趣旨はジュネーブ条約第1追加議定書の中に書いてあります「家族がその近親者の運命を知る権利」を満たすために、この規定が設けられたということが立法趣旨でございます。

この立法趣旨を満たすために、としまして、法律はどのような制度を用意したかと申しますと、95条1項において「照会」に対する「回答」の制度が用意された。法律上は「回答」と規定されておりまして、「公表」とは規定されておりません。その95条2項におきましては、95条1項の回答に当たっては、「前項の場合において」「個人の情報の保護に十分留意」というふうに規定されておりまして、したがって、ここの規定ぶりから言いましても、1項の回答におきましては、「公表」は制度的に、基本的には原則的に予定されていないというふうに考えられるところでございます。

としまして、そうしますと、「公表」については、どういう法制度になるかといえますと、国民保護法の対象ではございませんので、法95条は特別法には該当しませんので、原則の一般法に戻りまして、個人情報保護法及び全地方公共団体の個人情報保護条例における個別の解釈が必要になるということが、法制度的な解釈になるかと考えております。

の特徴ですが、時間的な関係がございまして、すなわち、安否情報につきましては、それよりも優先される国民保護業務がございまして、避難とか救助のように、国民の生命を守るための業務が優先されますので、こちらは基本指針等の閣議決定でその旨、規定されておりますが、したがって、安否情報はその優先されたものの後にやらなくてはならない事務となります。そうしますと、物理的なマンパワー不足等がございまして、実際問題、安否情報を関係機関から収集をし、それをシステムに入力し、回答できるような体制を構築するまでに、ケースによりまして、一日近くは基本的にかかるのではないかと、多くの場合では想定されます。したがって、安否情報のニーズが一番高いのは、当日、事件が起きた数時間後ということでございますので、そこにはなかなかこの仕組みでは現実問題として対応し切れないだろうと。そこら辺は、やはり今まで

のように171の民間サービスとかNHK、報道機関からの発表とか、そういうことでの従来の仕組みでの対応が極めて重要になるかと考えているところでございます。

続きまして、次のページを見ていただきますと、の特徴として、今回の安否情報の対象者はどういう人たちがいらっしゃるかといいますと、避難されている方、負傷者（軽傷、中傷、重傷）死者の三つに分かれます。避難者の情報につきましては、避難所から直接収集する1次情報を想定しています。死傷者につきましては、警察や病院から収集する2次情報とならざるを得ないだろうと考えているところでございます。

番目の特徴として、では、これらの三つのカテゴリーに該当される方の従来の災害上の安否情報の扱いはどうなっていたかということを見ますと、従来は、災害時について、死者や負傷者は基本的には警察、また負傷者は病院、まあほとんど警察、病院が中心になりまして、報道提供、紙の貼り出し、窓口設置、電話対応等の安否情報の取り扱いを行ってきたということでございます。これにつきましては、過去の事例を、地下鉄サリン事件、阪神大震災、中越地震、新宿歌舞伎町の事件、山形の列車事故等いろいろ調べましたが、基本的には、これらの対応によりまして、多くは県警の発表によりまして、その日の夕刊もしくは翌日の朝刊に、死者を中心に名前が掲載されているというケースが、ほとんど今の事例におきましては掲載されておりました。それ以外の者、避難民については従来は網羅的な対応はされておきませんで、避難民が生じるような豪雨災害があった場合に、避難所対応とか特別な市町村対応によって、ケースバイケースで対応してきていたということが実際問題としては多いだろうと思います。その場合においては、第三者に提供するかどうかは、市町村へのアンケート結果では、本人の意思をメルクマールにしていたという結果が圧倒的大半となっております。

以上が従来の災害の扱いでございます。

以上を踏まえまして、番目として、特徴としては、今回の国民保護法の安否情報の事務をどう考えるかということにつきましては、警察や病院、民間サービスからの従来の今までのやり方、公表に加えて、法律の立法趣旨である「家族の知る権利」を満たすため、+ として、より手厚く、新たに、照会に対する回答の仕組みを設けたというふうに整理されるもののかなと考えております。そうしますと、今回の安否システムは既存の提供システムを置きかえるものとして、位置づけ的には、既存のシステムで把握できなかった家族に対してもこたえてあげられるように、セーフティーネットとしての制度を手厚くつくったということが言えるのかなと考えているところです。

以上が特徴を列挙したものでございます。

続きまして、本日、これを前提に御議論いただきたい資料4、13ページをごらんいただきたいと存じます。資料4として、今の特徴を前提に、では実際の運用としてどういうやり方が考えられるのかということ、地方公共団体の意見も踏まえまして三つほど、こちら側で例を考えてまいりました。地方公共団体にいろいろ意見を聞いたところ、いずれも非常に人気が高くて、団体によって考え方がまちまちというところがございます。

例1につきましては、これは最も個人情報保護にそれなりに配慮したやり方でございます。すなわち、照会者の本人確認も実施いたします。それから、照会者が家族同居者であるかという実質的な確認も実施いたします。すなわち、実質的な確認は先ほど言ったようなイメージで行うこととなります。その二つの確認をとって、基本的には家族同居者には全情報を回答してあげる。それによって立法趣旨が満たされておりますので、

それ以外の他者については本人の同意があれば回答するし、同意がなければ回答しないというものでございます。こちら也非常に、意外なほど根強い人気がございますが、一方で、なかなかここまでオペレーション的にやれないのではないかと地方公共団体の御意見も相当ございました。

それも踏まえまして、例2のやり方もあろうかと考えております。こちらは照会者の本人確認までは実施いたします。これは例1と同じですが、続く、親族や同居者の確認については書面上の形式的な審査だけを行って、実質的に戸籍までにさかのぼるような手間暇かかる実質確認まではなかなかしない。形式確認をして違和感があればそこで審査しますが、違和感がなければ通してしまうというようなやり方でございます。あとは例1と同じでございます。

こちらの考え方ですが、一つは、被照会者の名前を照会者は知っているということ。2番目として、照会者の本人確認自身はやっているということをもってすれば、なかなか悪用もしにくいということもありますし、この二つがちゃんとされているならば、虚偽申請の可能性は極めて少ないという考え方からつくられた例でございます。

これにつきましては、知人を含めるか含めないかでここは御議論があろうかなと、知人を含める方法もあるし、含めない方法もあろうかなというふうを考えているところでございます。これは例2の方法でございます。

最後に、例3の方法で、さらに国民の利便性を増すため24時間対応可能な体制をとるために考えられる方法として、さらに例2の方法+として、行政側が集めた情報に該当しているか該当していないかということについては、インターネットの検索等で本人確認なしに瞬時に確認できるようにするというものでございます。例えば、私の名前、坂越ケイ子を入れてインターネットでエンターを押せば、行政が保有する情報にチェック欄がついているか、行政が保有しない情報にチェック欄がついているかというのが瞬時にわかる。行政が保有しない情報であるならば、それ以上の照会は不要ということで、行政が保有する情報であるならば、あしたの朝、千代田区役所に行って運転免許証を見せて、さらなる情報をもらおうというような感じで、それなりに多くの件数はこれで処理することが可能ではないかという考え方で、かつ、個人情報につきましても提供ということには該当しないだろうということで、例3の考え方がございます。

以上、例1、例2、例3のやり方があろうかと考えているところでございます。

例1のやり方をとった場合の様式が14ページの、本人に御記入していただく様式です。例2のやり方をとったときの様式が、15ページの様式を一応イメージとして用意させていただいております。15ページの別添2でいきますと、 から までは基本的にこういう情報について政令に基づいて情報を記入していただく。 から までは、回答することが嫌な場合は特に、嫌であることの意味表示ができるように、 は親族・同居者の場合、 は知人、 はそれ以外の者の場合ということで欄を設けたという様式でございます。

以上、本日は資料3と資料4につきまして中心的に御議論いただきたいと考えているところですが、16ページ以降は、前回の御議論を踏まえまして、参考資料として用意させていただきました。16ページは、資料5として、個人情報保護制度が現在、法律、条令の規定としてどうなっているかというものを、特に第三者提供規定の条文について付けてまいりました。

法律につきましては二つに分かれます。まず行政機関個人情報保護法。これについて

は、第三者提供規定の例外規定がどのような記述ぶりになっているかといいますと、一番最後の下線を引いてあるところで、「本人以外に者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」という規定ぶりとなっております。

民間事業者に適用される個人情報保護法の規定ぶりは違う規定ぶりになっていますが、これは恐らく、趣旨は類似だろうと思いますが規定ぶりは違っております。2号で、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」という規定ぶりになっておりまして、こちらの条文に基づいて、厚生労働省のガイドラインで、身元不明者、意識不明者については家族に第三者提供することができるというようなガイドラインが示されているところでございます。

以上が法律で、条例の規定ぶりはどうなっているかと申し上げますと、17ページをごらんいただきたいと思っております。新潟県の条例の規定ぶりですが、(3)で、こちらは民間事業者に適用される法律の条文に似ておりますが、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき」というふうに規定されています。セービングクローズとして、(7)として、審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他特別の理由がある場合には、さらに提供することができるとなっております。審査会の意見を聞くということを条件として入れていると。こういう団体が地方公共団体においては圧倒的大半となっております。

続きまして、18ページ、ほかの県の条例を見ていただきますと、兵庫県の条例は基本的に新潟県の条例とほとんど同じ規定ぶりとなっております。

静岡県の条例につきましては、行政機関個人情報保護法の規定ぶりとはほとんど同じになっておりまして、明らかに本人の利益になるとき、その他特別な理由という規定ぶりとなっております。

最後に、尼崎市の条例につきましては、こちら行政機関個人情報保護法に類似しており、明らかに本人の利益になるときというふうになっております。

20ページ、21ページは、厚生労働省のガイドラインの議論が前回及びましたので、公表されている厚生労働省のガイドラインの記述ぶりを載せております。見ていただければおわかりいただけますが、意識不明者で身元確認がとれない者については第三者提供もあるという、非常に限定的な記述ぶりとなっておりますのでございます。

最後に、22ページをごらんいただきたいと存じます。これは海外の実態はどうなっているかというものでございます。こちらにつきましては、米国を初め多くの国を調査いたしました。また、調査も、自治体国際化協会、防衛駐在官、それから本日御出席の日本赤十字社さんの御協力もいただきまして、またその他の業者等にも委託しまして、いろいろ調べさせていただきました。その結果、判明したことが以下に書いてございます。結論的に申し上げますと、日本の状況に非常によく似ておりまして、千差万別の状況でございました。ほとんど各国共通の特徴が、以下4点見られました。

1つは、個人情報保護法や情報公開法制度をどの国も基本的に有しておりまして、その解釈を比較考量しながら個別事例ごとに行われている国が圧倒的大半でございます。

2番目として、その解釈や提供の基準については、統一的な法令はどこにもございませんでした。また、扱いを国において統一しているところも発見はできませんでした。警察なら警察、消防なら消防、病院なら病院等のそれぞれの機関が、それぞれの機関の中で法解釈や基準をつくって、ケースごとに対応しているというのが実態でございます。

た。また、国や地方公共団体、連邦政府や州政府さんでも方法を統一していないというのが一般的でございます。

3番目としまして、したがいまして、全国的な安否システムを有している国は存在しませんでした。多くの国におきまして、そのような統一的な方法をやるというのは今後の課題としてあり得るといようなことを回答された国も多くございましたが、現在のところ、どこもございません。

4番目としまして、有事、戦争やテロの場合に、自然災害時や事故時と違う扱いや制度や運用をとっている国があるかを調べましたが、こちらも区別を設けている国はございませんでした。基本的には同じ扱いになるかというふうに考えているところでございます。

以上が、相当広く調べた結果の諸外国の状況ということでございます。

以上が、本日用意させていただいた資料でございますので、以上の資料を前提に、資料3、資料4について中心的に御議論をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

廣井座長

30分で御説明をいただきましたが、特にきょうは資料3と資料4について、資料5も多少かかわるかもしれませんが、いろいろと御意見をいただきたいと思っております。

議論に先立ちまして、前回御欠席された梶委員、議事録等々ごらんになっていると思いますが、何か御意見はありますでしょうか。

梶委員

前回、欠席しまして申しわけありませんでした。皆さんの議論を議事録で読ませていただきました。それから、その後、総務省の方に伺いまして、きょう、渡していただいた原案についてもお話を伺いました。

そのとき、気がつかなかったことで幾つか確認したいことがありますので、先にそれを確認させていただきたいと思っております。12ページの の書き方なんですけど、今回の安否情報事務は、従来のものに加えて+ としての措置として、というふうな書き方です。ということは、別の言い方をすると、現在私の聞いているところでは、警察、病院等は死傷者の公表について必ずしも統一でないということで、ある病院によっては公表したり公表しなかったり。警察については恐らく統一のなんだろうと思うのですが。これについては、そうすると、今回、例えば公表しろとかしないということは一切言わないという理解でよろしいのですか。

事務局

はい、そういうことを考えているところでございます。

梶委員

言ってみれば野放しというか、そのところはもう関与しないと。

廣井座長

この検討会の基本趣旨とは違う。

梶委員

ということで。

廣井座長

はい、多少関連するかもしれませんが、付随的に議論は出てくるかもしれないと思うのですけれども。

梶委員

わかりました。

2番目で、13ページの例3ですが、これは被照会者の安否情報を行政が保有するか否かの点についてのみということから、要するに情報がありますよということだけを回答すると。そして、あるということがわかれば、例2のように、出頭して情報を得るということ。

事務局

おっしゃるとおりでございます。

梶委員

わかりました。

そうしますと、基本的には資料4で提供された御提案というふうには受けとめておりますけれども、私の専門としているのは自然災害ですので、恐らく自然災害のケースと、このケースとで - こちらのほうが大被害になることもあるし、自然災害の方が、対象が大きくなることもあるのだらうと思いますけれども、基本的には大量の情報を処理するということを前提に考えていくと、いきなり例1のような、完全本人、照会者あるいは同居者確認ということからスタートすると、運用上無理であろうと思います。ですから、そういう意味では、多少例2のところ、悪意をもって照会者、情報を取るうとする手段の可能性を残してはおりますけれども、それに加えて情報の有無をネットで回答する例3ということからスタートしていくのは非常に合理的なのではないかと思えます。

ただ、どうしても最終的には住基ネットを使って本人確認をするような例1の方向に将来的には行くべきなのではないかと思えます。

それから、例2なんですけれども、運用する限りにおいては問題はないのですが、住基ネットを今は使えないと聞いておりますけれども、住基ネットの番号をもし照会者が言えば、手続がもっとスムーズになりますよということは、義務ではないけれども、言えば手続がもっとスムーズになるし、情報が早く取れますよということで住基ネット利用を促進していくようなことも同時に、例1の方に向かう補足的な方法として考えておくべきではないかと思えます。

廣井座長

ありがとうございました。

それではこれから、資料3、資料4を中心にいろいろと御意見をいただきたいと思えます。では資料3から始めましょうか。資料3について御意見、御質問はあります

でしょうか。ジュネーブ条約の、家族がその近親者の運命を知る権利とありますが、近親者とか家族という範囲はどうなっていますか。

事務局

原文の families と relatives ということになりますが、これ以上の規定は英文ではございません。では、日本の families、すなわち家族と、relatives 親族の範囲につきましては、お手元の前回の資料を配付させていただいておりますが、前回資料の後ろの方に法律の規定ぶりがどうなっているかということをごらんつけさせていただきましたが、個別法により家族が2親等であったり3親等であったり4親等であったり5親等であったり、もう千差万別で、趣旨解釈でそれぞれ変わってくるという状況です。それから、親族につきましてもいろいろ法律ごとに解釈が異なるというのが実態でございます。

堀部委員

そうすると、この条約が想定している場合というのは、ここで今検討している安否情報だけなのか、ほかの、警察とか病院とか、そういうところについても同じように、この条約は適用になるものなののでしょうか。

事務局

そこは相まってということで、恐らく全て。

堀部委員

これは何条約というのでしたっけ。

事務局

ジュネーブ条約第1追加議定書。

堀部委員

タイトルは何というのですか。

事務局

第1追加議定書。

堀部委員

条約のタイトルというのは。

事務局

「1949年のジュネーブ諸条約に追加する二つの議定書」。これは1977年にできたものです。

事務局

追加議定書というのは一つの条約と考えていただいてもいいと思います。正式名称を申し上げます。「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者

の保護に関する追加議定書」というふうには呼ばれています。

廣井座長

前回の資料の46ページの資料17に、いろいろな家族の概念が整理されていますが、武力攻撃事態等における安否情報に関して家族という場合に、どれを指すのか、どの範疇なのか、まだ考えていませんよね。

事務局

それにつきましては、実際のオペレーションとの兼ね合いで決まってくるということにならざるを得ないのかなと。したがって、例えば例1と例2ですと、例1のような確認という作業になりますと、実際問題、5親等とか6親等までの確認というのは相当大変ですので、3親等とか2親等に限定せざるを得ない。

一方、例2のように、家族確認をとらないということであるならば、もう民法の原則に従った6親等までの親族をとっても全く問題ないと。その実質確認がないわけですから。というふうに、オペレーションを考えながら法律の趣旨を満たす範囲をどこまでにするかということを考えることが必要なのかなと考えております。

廣井座長

そうすると、資料4の運用類型別イメージのどれを運用の具体的な形とするかを決めてから、家族の中身は決まってくると、そういうことですか。

事務局

はい。

青木委員

余り理論的でなくて申しわけないのですけれども、ただ、そういうふうに考えていった方が、多分正しい答えに近づきやすいのかなというふうに思うのですけれども。

堀部委員

家族というのは難しいです。資料に出ている法的なものですけれども、結婚届けを出していない男女の場合でも、同居者として本当に自分が愛している人がいなくなって、安否を知りたいということだってあるわけで、どう定義するかというのはなかなか難しいと思うのですね。

中山委員

兵庫県災害医療センターの中山ですけれども、医療、病院とかいうところでは、法律をしっかりと押さえなければいけないことはともかくとして、実際、一番仲のいいというか、同居している方というのが一番、本当に説明しないといけない人というのがふだんの医療では求められているわけで、そのバランスが - 結局定義ですね。同居といってもこれまたいろいろありますし、内縁の方というのは実際に非常にたくさんあります、それまた大事なんですね。

廣井座長

実際に運用するときには具体的に決めないと、地方自治体として照会に対して回答すべきかどうか、迷うケースがありますよね。内縁の関係はどうなるのかとか。

事務局

例1をとった場合には、もうこの議論は決定的になくても、地方公共団体は回答できませんので、決定的に重要になるかと思えます。

例2は形式審査ですので、そこは何らかの決める必要かありますが、広くとらえても、それほど問題はないのかなというふうに思われます。

廣井座長

資料4の例1のケースと例2のケースは、「書面上の形式的審理のみを行い、実質的審査をせず」とありますが、これはどういうことなんですか。

事務局

今、戸籍の審査などは基本的には形式審査と言われていますが、書面だけで審査して、特別に違和感がなければ、結婚の申請などもそうですが、基本的に認める。実質審査と申すのは、形式審査だけではしっかりとした確認はとれてませんので、しっかりとした確認をとるためには戸籍までさかのぼらないとだめですので、戸籍ある本籍地まで電話すれば実質確認はとれますので、そこまでやるというのが例1の実質確認というやり方でございます。

廣井座長

そうすると、具体的には例1は戸籍においても照会者の審査をすると。例2は、それはしないと、そういうことですか。

事務局

そうですね。ただ、戸籍を見なくても、同居者というのは住所地が同じであれば同居者ですので、それはすぐにわかります。これで多くの、多くまではいかないですけれども、半分近くはさばけるのではないかと思うのですが、同居されていない家族については戸籍までさかのぼって見なければいけないということになります。

廣井座長

例2は、悪意のある人とか、例えば債権者がだれか、本人なんでしょうけれども、債権者が名前を名乗って悪いことをするというか、本人を苦しめるみたいなことはないんですか。

事務局

ドメスティック・バイオレンスとか多重債務者のケースというのはあるかと思えます。そのために様式を付けさせていただきましたが、そういう方々は様式上、回答しないように意思表示をすることができるようになっておりまして、そういう特別な意思表示があった場合には、備考欄に書いておけばそういう対応がとれると思えますので、そ

の旨、意思表示できるような様式にしております。

#### 梶委員

調査用紙の、回答してほしいくないというところの欄なんですけれども、例えばドメスティック・バイオレンスみたいなことまで考えるのだとすれば、この家族には回答してほしいけれども、こちらの家族には回答してほしいくないということが出てきてしまいますよね。そうすると、そこまで書くようにしてもいいのかなという気もするんですけどもね。

#### 事務局

おっしゃるとおりだと思うのですが、常にオペレーションの問題がありまして、そういう意味で備考欄を設けているわけですが、どうしてもという強い意思をお持ちの方は備考欄に書いていただくとして、そうでない、そこまでは、オペレーションはもうしんどいので、基本的にはやめていただきたいのですが、どうしてもという場合には備考欄に書いていただければ対応できるようにしておこうかなという感じで、狭い備考欄を設けています。

#### 廣井座長

資料4の方は、安否情報の収集、提供の具体的な方法のイメージですが、資料3はもう少し基本的な考え方が書かれていますね。資料3のは先ほど言ったように、家族というのは資料4の形式が決まってから決まるのだという、まあそうかなと思うのですが、は、これはこれでよろしいのでしょうかね。

#### 中山委員

そう言うと、ちょっと突飛過ぎて、今さらなんですけど、資料4で言うと例1、例2、例3、敢えて言うと例4では公表ということですね。公表も可と、やっちゃうと、これだけの国民保護をしないといけないような事態が起こったときには、simple is bestなので。もうちょっと小さい災害とか、そういうことだと、もう少し細かいことも配慮すべきだろうけれども、これの適用のようになががちになってしまうと、本当に動かなくなってしまうのではないかと。梶委員も言われましたけれども、ということで、できるだけシンプルにしてあげるのいいとは、多分、皆さん、同じ考えだと思うのですが、その中で、暴論かもしれませんが、例4のところに公表しちゃうというアイデアも、敢えて検討した上で、どれをとるかというふうにするのいいのではないかとということで、のところに「公表」というのは、期待されていないものの、今まで、どこの国でも決まっていないうあたりで、そこあたりを検討して、シンプルに持っていったらいいと考えます。

#### 廣井座長

例えば資料4の例2のように、事務的な手続を簡素化したとしても、死者が数千人、負傷者が数万人というような、阪神淡路大震災規模の被害が出た場合に、市町村による安否情報の回答事務が果たして現実にできるかどうか。その場合に、やはりメディアの力をかりるといふか、メディアに公表して、メディアから一般市民に知らせてもらうとい

うのが有効なような気がするのですが、そのあたりは、この検討会の事務局の考え方ですと、そういう巨大な災害の場合には今まででもやっているとおりに、やってもらうので、こちらの安否情報の回答事務の方は遅々として遅れたり機能しなかったりするかもしれないけれども、こちらはこちらでやっていくと、そういう発想ですか。

#### 青木委員

わかりやすく言えばそういうことです。国民保護法の安否情報のところの範疇外の話として公表の話があって、したがって公表を前提とする情報提供ということに関しては、国民保護法の外側に行ってしまうと、多分行政何とかの個人情報の保護に関する法律の世界に行ってしまうと、その一般的な運用のあり方ということになるのですね。それは守備範囲外ではありますけれども、しかし、この検討会で何らかの言及をされる、されないも含めて、委員の皆様にご意見をいただいた上で。

ただ、結論は出せないものだと思いますし、事務当局として責任が負える話ではないのですが、しかし、一定の議論の中身を報告書の中に残すということに価値があるのであれば、委員の皆様方の御判断ということでご考えていくことなのかもしれないですね。その辺も含めて御意見をいただければと思います。

#### 廣井座長

平成18年度予算で認められたこのシステムの、先ほどの概念図を見ると、警察、病院等々が自治体に情報を送る。それを自治体がインプットする。そして、そういうインプットしたものがかなり瞬時に都道府県、それから消防庁に集まるというような仕組みですよね。だけど、ウルトラ級の災害の場合に、ここで一日、二日遅れるかもしれないと書いてあるけれども、阪神淡路のときに、そういう個人の、特に避難所にいる避難者の個人情報まで、自治体の職員が幾ら懸命になっても情報を入れられるかどうか。つまり、こういうシステムの限界性のようなものがあるわけですね。こういうシステムは機能するケースもあるけれども、機能がなかなか難しいケースもある。そういうケースに対してどうするかということは、やはり考えておく必要があるのではないかという気がするのですが、マスコミの方はどうでしょうかね。

#### 角南委員

テレビ朝日の角南です。このシステム自体をつくるということは、かなり莫大な費用を要するわけですね。そうした予算を使う場合に、どの人が利益を得るのか。要するに、公益性というものをどこに求めるのか。これ、見ていますと、今言われた、一般的に最低一日は要することを想定される。したがって、ニーズの高い当日は、民間サービス等の従来の職務で対応が特に重要となると、せっかく予算をかけてつくるものを、もっと公共性、公益性に役立たないと、本来おかしいのではないかという気がするのです。そうすると、おのずと答えは出てくるのではないかという気がするんですけどもね。

#### 小嶋委員

NHKの小嶋ですが、使えるIT技術がどういう水準にあるのかということが、私は実はすべてを決めるのではないかという気がするわけです。

廣井座長

そのシステムは何百万人ぐらいの個人情報が入るのですか。容量があるのですか。

事務局

避難民ですと、阪神大震災は30万人、避難所にいる人しか現実的には無理だと思っていますので、中越地震だと10万人ぐらいですので、それぐらいには堪え得るようにはしようかというふうに考えています。

小嶋委員

問い合わせの人は、多分10万人いると、掛ける幾つですか。10とか、人によって違いますけれども、平均で、こんな研究はないのでしょうかけれども、一人の人を同時に20人が探すということは起きますよね。平均幾つなのか。10万人×10で、100万人の問い合わせに堪えなければいけない。そういうものが果たしてできるのだろうかというようなことですよ。そうすると、3のような例は、できればとても素晴らしいように、あるいは4というのは、4はそうなってしまうと、simple is bestで、4だったらあり得るかという、そういうことなんですね。3は、その直前の条件つきのものですが。だから、1と4というのはよく似ていて、直接来なければ答えないよというのが1で、最終的には全部出してしまうというのが4だと。2と3というのは、私の今の拙い経験で申し上げますと、これは1か4だな。2と3というのはあり得ないなど。つまり必ず何か起きて大変なことになるなという。

廣井座長

資料4の類型で1と4ということですか。

小嶋委員

ええ。特に3というのは、やるのはすごいと思いますよ。

事務局

資料3にも書かせていただきましたけれども、避難所にいらっしゃる方は全部が全部照会してくるのではなくて、基本的に地方公共団体の意見も聞きましたが、ほとんど携帯で連絡されているのではないかと。意識ある方は、皆さん個人で、171とか、民間サービスも活用して携帯で連絡されると。また、死者や負傷者についても、基本的には阪神大震災も含めまして、警察等の報道発表に基づいて夕刊、朝刊には載っていて、それで大半がわかっている。こちら側で公表するというにしてみてもいいわけですが、全く同じ情報をもたらしているわけですから、全く同じことをもう一回やるだけということになりますもので、そう考えますと、そこまで膨大な照会件数、パンクするくらい、全部が全部照会するというのではなくて、ほかのメディアとか、ほかのスキームでクリアされているところが大半なのではないか。そうではない、漏れたところを今回の仕組みで救済してあげるような仕組みにするという、そういう考え方にもとに基づいているところです。

廣井座長

公表については、いずれにしても、この安否情報の仕組みは警察や病院からの2次情報をもろうということなので、必ずしも2次情報を、最新の情報を入れてくれるとは限らない。むしろ警察や病院が直接マスコミに対して死者やけが人の情報を出してくれた方がありがたいということですね。

#### 事務局

ありがたいといいますが、そこは今までのやり方が、今までそれぞれのところで、法律の解釈をもとに今までのやり方があるので、そこは何ら変えないと。ただ、そこでも漏れている方がいらっしゃるの、それに対して家族のニーズにちゃんとおこたえできるような仕組みを設けるということで、救済的なセーフティーネット的な仕組みというものを考えております。

それから予算額だけ申し上げますと、1億円ぐらいで、そんなに膨大な金額ではなくて、端末も新たに入れる必要はございませんので、VPNというセキュリティーを活用し、ファイアウォールも設置しつつも、1億円の予算措置がついておりまして、それで基本的に構築できる仕組みだろうというふうに考えております。

#### 廣井座長

警察や病院におけるけが人や死者が漏れている情報を自治体がつかめますか。

#### 事務局

いろいろなケースがあろうかと思いますが、例えば公表して新聞等に出たとしても、その新聞を読まれていない方もいらっしゃるかもしれない。あと、死者は基本的には出ると思うのですが、負傷者については本人の同意がないから公表されていない、報道提供されていないケースがあるかもしれないとか、遠いところの病院に運ばれていて、把握漏れがあるかもしれないとか、たまに漏れるケースがあって、そういうものに対しても対処できるような仕組みなのではないかと思います。

#### 青木委員

いずれにしても、小嶋委員の言われたシステム上の能力はどの程度なのかということ、たしか議論の前提にある程度になってしまう部分もあるもので、例3をとれる、とれないということと関係するものですから、そちらの筋の専門家ともう少し詰めた上で、後日、委員の先生方に情報提供を、どのぐらいまでなら対応可能かと。どうなるとダウンする可能性があるとか、可能な範囲での情報提供をさせていただければと思います。

#### 廣井座長

資料3の11ページの なのですが、まず、こういう非常事態に遭えば、離れ離れになっている家族と連絡をすると。171は800万、メッセージでしたっけ。それからドコモさんの災害伝言ダイヤルは1,000万ぐらい。

#### 東方委員

5,000万です。

廣井座長

ですから、そういうふうにして、まず個人で、家族間で連絡をとるだろうと。ところが、どうしても連絡がとれない、そういう人たちが恐らくこの仕組みを活用するということになるわけですね。そうすると、どこかの病院に収容されて、口がきけなかったとか、そんなことになるわけですね。

東方委員

私の方から何点かコメントさせていただきたいのですが、まずシステムの関係では、昨年8月から今の171とiモードのほかに、web171というものを、先ほど小嶋さんがおっしゃられた同じようなものをNTTとしてやっているのですけれども、あれは数億円かけて、今神戸と群馬にサーバーを置いて、同時にリアルタイムでバックアップをとっています。同時アクセス数のところが一番問題で、今のweb171というのは中越地震の電話の同時アクセス数並みで、パフォーマンスとして1画面繊維が8秒から10秒というスペックのもとに今つくっています。それが余りにも数十秒という形になると当然リンクダウンという形で見れなくなってしまうので、非常時のときに1分も2分も1画面繊維するのに待ってられるかということ、当然待てない状況になってくるので、どれぐらいを許容するかということが問題だろうと。

それから、171とかweb171は、どちらかということ、安否の、「お母さんはどこどこ小学校で無事にいますよ」ということを目的につくっていて、負傷者とか死亡しましたという人は入れられないわけですね。その補完として使うということは、警察、消防の方が、義務的ではないんだけど入れてもらうという仕組みに今なっているのですけれども、どうやって入れさせるかということを考えておかないと、入ってこないというふうになっているので、そのすみ分けが大事なかなと思っています。

廣井座長

ありがとうございました。

ほかに御意見はありますか。

中山委員

資料3の の、本当は非常にアキュートなところからこのシステムが、せっかくつくるシステムが動いたらいいなとは思っていたのですが、それをするのは非常に現実、難しいということを書かれているように、アキュートなところは民間のものを活用して、それを補足する格好ということで、限られた予算の中ですると。そのときに、利益を得られるのは、先ほど委員長が言われましたように、亡くなられた方、意識のない方といったようなことが中心になるだろうと思います。そういう方々については、個人情報のところでも情報を出していいというふうなことになっていますよね。なので、また極論ですが、そういった方々が公表も含めて全部出してしまうというふうに、そうすると、また、Nが減っていくので処理もしやすくなるし、事務量も減るかなとは思いますが。ただ、問い合わせというものは、わからないときとにかくかけてみるかというような格好でかかってくる可能性はあると思いますけれども。

藤原委員

安否情報といったときに、セーフティーネットということで、どちらかというところ「否」という方にウエートがいくというシステムだと考えざるを得ないのですかね。「安」の方というのは、私は、先ほど御紹介のあった web 171 ではないですけども、インターネットにどんどんどんどん書き込んでいくということで、処理する方向に徐々にいくのではないかと個人的には考えているのですけれども、そうすると、それで残るところを何とかしてあげなければいけないなと、そういうイメージなんですかね。

#### 東方委員

私どもの web 171 が音声と画像と動画、テキスト、全部入れられるのですけれども、大災害になりますとテキストのみに絞りますので、テキストのみに絞ると 5 億伝言文入るのですね。ですから、日本国じゅうの方が入れてもいい容量はつくってありますので、そういう面では十分、すみ分けすれば可能かなと。

あと問題は、中越地震クラスを想定しているの、同時アクセス数を、どれぐらいインターフェースを設けるかというのを増設はしなければいけないと思っています。

#### 小嶋委員

いたずらというのは、要するに暇な人が悪さをいっぱいするわけです。自由に使えるよというふうになればするほど、例えば「橋幸夫さんは吉永小百合さんの安否を尋ねています」といったようなものがいっぱいかかってきます。それは全部、我々のところで専門家を配置して、放送されるというのは一種、きっと面白いんでしょうね。それで、そういう類のものが後を絶ちません。中には、この間も 1 件、「あれっ、そうじゃないか」というようなこともありましたけれども、不特定性という問題は必ずそれを伴いますので、もっと悪いようなケース、悪意を持ってということと、もう一つは、中間のお遊びのケースというのも物すごくあるというようなことも前提条件として認識されておかないと、オープンにした場合は必ずそういうふうになるのだということだと思っております。

ですから、我々も本当は放送の安否情報 - 奥尻島ときには函館放送局のラジオローカルの範囲だけでやったのです。これは 1 件もそういうことがございませでした。全国放送してしまうと、ろくでもないことの方がたくさん起きるとい、いい例だと思っておりますね。もう必ずそういうふうになってまいりますので、その辺はもうどうしようもないなという感じを持っております。

#### 廣井座長

さあ、いろいろな御意見をいただきたいのですが。

#### 中川委員

今出たお話で、その後、前回のお話から話が進んだかどうか、確認です、「否」の情報の集め方について何かその後、警察、病院からの 2 次情報の収集について何か具体的に検討が進んだこととかがありますか。今このフォーマットは避難所で行政の方が入れてもらうという話もありましたけれども、入力体制は少し時間がたってからだろうと思っております。

#### 廣井座長

どうですか。警察……。

#### 事務局

そこは実は前回と同じでして、警察、病院から直接入力していただけるところからは直接入力していただいて、そこまで余裕がないところは、そのリストは必ず持っていますので、リストを役場に送ってもらって役場で入力すると。地方公共団体は入力作業が非常に大変という声が多いので、入力については幾つかの方法があると思うのですが、例えば業者にあらかじめ事前登録とかをしまして、事が起きた場合に12時間以内に現地に100人、専門家入力者を派遣するというような仕組みもとれると打診したところ、考えておりますので、そういうような感じで、入力者をたくさん用意しておけば、入力体制はそれなりにできるかなと。

あとは回答などがそれなりに大変なので、回答などは公務員でないとなかなか難しいかもしれないので、周りの市町村の応援協定を活用するしかないのかなというようにことを考えているところでございます。

#### 中川委員

入力者がたくさん集まるというのは、前の話は避難所等では、ある意味でボランティアや、委託など、いろいろな形があり得るだろうけれども、今おっしゃっているのは、多分、「否」の情報を集めたところを行政が入れるところということですよ。

#### 事務局

両方とも、避難所も含めて、そこはボランティアに入力していただくというのも当然考え方としてあろうと思うのですが。

#### 廣井座長

個人情報関係で大丈夫ですか。

#### 事務局

そこはぜひ御議論いただきたいところなんですけど、法律上は問題はなかるかと。個人情報保護法に基づいてしっかりとしたセキュリティー対処措置、事前研修とか、自主防災組織内でのちゃんとした研修なども必要なのかもしれないのですが、それなりの仕組みをとっておけばできなくはないのかなと。ただ、業者のやり方が非常に多くの人数を短時間で派遣できますので、そういうやり方も活用していいのかなと考えているところです。

#### 中川委員

多分、避難所と、「否」の情報を扱うところとで切り分けて考えた方が考えやすいのかなと思っております。避難所の方は、もう少しゆっくりでもいいでしょうし、いろいろなやり方でいいと思うのですが、急ぐ「否」の情報について何か処理スキームを考えてあげる方が、多分自治体も、中山さんのところなども助かるのではないのでしょうか。具体的な方法として、「否」の情報が今ばらばらでどうするかとか、まだ情報を集められないということがあられるわけですよ。

青木委員

問題は、病院でフォーマットに従って入力するところまでやっていただけるものなのかどうかにもかかっているんです。市町村の職員が救助なり何なりの方を優先すべきだということと同様に、病院も、病院で手当する方が優先と、当然そういうふうな話になってくるときに、入力してくれますかという話はどこまで言えるかということともちょっとかかわってくるのですが。

中川委員

現実には今まだそこまで動いていないですけれども、何と言いましたっけ。

中山委員

災害救急医療情報システムです。厚生労働省が管轄ですけれども。

中川委員

あそこは個人情報が入らないのですけれども、ようやく広域搬送の話が出てきているのですが、そこでは個人情報を追えないと、患者さんはどこに行ったか自体がわからないことになりまして、逆に患者さんを最初に診た場所がわからないとかいうことになってきます。どうも、それを追っていかなければいけない仕組みをつくらなければいけないねという議論はあるかと思うのですけれども。その辺、中山さんは、最新の話は御存じですか。

中山委員

今改正しつつありますけれども、まだそこまではっきりは組み込めてはいないと思います。追跡するには情報が要る。でもそれが、しかもそういうデジタルベースでやっていいのかどうかというところで、お金のこともありますけれども。

病院も絶対に忙しいわけですよ。特にミサイルでぼかんととやられて、非常に大混乱の中で、これが入られるかということは本当に問題で、「否」に限りますと、ここに別添でつけられているような種類は、まず書けないんです。男女の別と、どこで発見されたか、どんな損傷かとかいったぐらいしか書けなくて、恐らくそういう人たちがたくさん出るというようなことですね。だから、今中川さんが言われた、「否」の情報はまた別のフォーマットが要るのかもしれない。最終的に「否」のフォーマットだけにしちゃうかどうかというのは別の議論としまして、必要だと思いますね。

南委員

尼崎市でございますけれども、今の医療機関の関係なんですけれども、JR事故について県の方で検証委員会が終わったのですけれども、そこでも医療機関に求めるものとしては、自治体が情報を取りにいったときにあらかじめ情報を整理しておくことと。2レベルにしております。というのは、医療機関というものは法人とかいろいろございますので、いろいろなところでまたがって、当然被害者の方は行かれる。公立病院だけだったらいいのですけれども。だから、そういう形で医療機関はある程度、もしきちんとフォーマットで準備していたら一番いいのですが、そういう形で今後、防災計画では協

力を県内の医療機関に求めていこうと。

言いかえますと、自治体の方は、情報を取りに医療機関に行くと。ここでも同じだと思っんですよ。できるかできないかというのはあるんですけども、どうしても医療機関とかそういうところに我々の方が取りに行かないとだめなのかな。

情報を入力するマンパワーはどうするかというのは残るんですけども、ただ、何遍も言いますけれども、「否」情報が優先すると思いますので、私ども、JR事故のときに300名程度のけが人の情報を出したのですけれども、当日の夕方ぐらいにはエクセルの表に入力できたのです。というのは、300人ぐらいでしたら、データベースは全部あったのですが、みつかった情報だけでもそれが可能だったので、時間的にある程度優先順位をちゃんとつければいけるのではないかなというふうには考えています。

廣井座長

西日本の福知山線の事故で何人ぐらいの職員が、そういう病院情報の収集に当たったのですか。

南委員

保健所の職員が50名。うちは保健所の政令市ですので直営の保健所がございます。医療職の職員が結構ありますので、50名ほどが市内の搬送、要するに消防から搬送したよという連絡をいただいておりますので、その病院に行きまして、そこで医療機関の方からいろいろな情報をいただきました。

それで、誤解があるのですけれども、マスコミの方で、病院が情報を出さなかったというふうによく言われる。特定の準公立病院は特に言われていたのですが、あれは、公表はしなかったという意味で、私どもは、すべてのデータは実はいただいているのです。ただ、私ども、それは公表できませんので、そういう形では医療機関は協力はしてくれるのだなというふうに、実感としては思っておりました。マンパワーとしてはそれぐらいの人間が、30ぐらいですかね、市外の方も確認しましたので。医療機関二人コンビぐらいで回ったということでございます。

廣井座長

ホームページに病院と負傷者の名前を列挙したのは尼崎市さんでしたよね。あれはそういう努力の結果なんですか。

南委員

あれも議論の分かれるところでございますが、条例上、うちの方の条例の、本人の利益になるだろうということで走ったんですが、実際、公表というのは慎重にやらないと、今回はたまたま御批判は余りなかったのですけれども、いまだに、ああいう公表をしてよかったのかどうか。ただ、こういう統一的なシステムはございませんでしたので、窓口も設定していない、どこに連絡していいか周知の方法もないという中での判断でございましたので、踏み切ったんですが、公表して、果たしてそれが安否情報のやり方としていいのかどうかというのはまだ結論も出ておりませんし、県の方でもそれは出ておりません。

角南委員

そうしますと、そのときには病院はすべてマスコミに対して公表したという形だったわけですか。

南委員

公表しない病院があったんです。玄関にすべて貼り出したんです。貼り出した病院が大分ありました。特に民間の病院さんは結構あったんですけども、一切そういうことをしなかった病院がございまして。それは当然、取材があっても言えませんが話だった。

角南委員

そうですね。僕もそういう認識なんです。ニーズの高い事態当日はというところできくと、我々はそれを教えてもらわないと。要するに我々報道機関は「否」の方を重点的に報道していきますので、それをいただかない限りは、従来の仕組みで特に対応が重要と言われても、ちょっと難しいところがあるんですね。

もう一点、今の議論の中で、シンプルにしなければいけないというのは当然のことなんですけれども、これを記入して、ここに一般的に、最低1日近く要すると想定されるとなると、「否」のところに重点を置きますと病状が変わるケースがありますよね。けがから、実は1日後に公表されたときに亡くなられていたとか、そういうアップデートはどういうふうにしていく予定なんですか。

事務局

そこは、何月何日時点で病院から情報が来て、今考えている仕組み、例1とか例2とかの方法で照会があったときに、何月何日何時時点の情報によると、こういうことであると。その情報を今持っているというふうにししかお答えできないのかなと思います。

角南委員

そうすると、1日前の情報ということ。

事務局

もう本当に物理的に望ましいことを言うと、瞬時が望ましいのですが、物理的にそれが限界なのかなと思います。

廣井座長

武力攻撃事態等々だから、患者は次から次へと運び込まれてきて、最初の情報と、ちょっと時間がたったら随分変わってしまうということはあると思います。だからそういう更新の問題なども考えないといけない。今の話もそうですね。

角南委員

そうしますと、民間サービス等の従来の仕組みで対応が特に重要という部分で、報道には「否」の情報は速やかに開示をしてもらうことによって、1件1件の細かいケアができていくのかなという気が僕はするんですけどもね。

廣井座長

それが、国民保護法上の安否情報の問題なのか、それとも現行の、今病院等々が、死者、けが人の情報を出していますよね。そこにかかわる問題なのかですよね。ここでひっくるめて取り扱う、少なくとも取り扱えとは法律的には書いていないということなんですよ。

角南委員

ただ、武力攻撃事態等という限定した場合には、莫大な人数というところを、膨大な人数というところで考えればいいんじゃないかと思うのですけれども。

青木委員

それは資料1で説明したように、全く膨大な人数でない場合もたくさんあり得るのですね。

事務局

私、資料1の説明でしっかり説明しなかったのですけれども、実際問題は列車事故と列車爆破のように、今までの事故とテロとの境界線が微妙なケースも、原発事故と原発爆破とか、結構微妙なケースとか、あと局地的なケースも相当多くありまして、そういうものも念頭に置きつつ自治体側で国民保護計画を今つくっているという実態で、太平洋戦争みたいな着上陸侵攻までを、それも対象なんですけど、それが中心になって準備態勢というよりも、むしろ現実的に可能性がそれなりにあるテロ、ゲリラ、ミサイルを中心に局地的なケースも想定しつつ対応しているというような準備態勢になっているということだろうと思います。

角南委員

前回、確認したはずなんですけれども、「大規模と考えてよろしいのですか」と言ったら、「それでよろしい」ということでしたよね。

青木委員

いえいえ、大規模でない場合もあるけれども、大規模なことも含めて御議論をいただければと私は申し上げたので、小さな場合もありますというふうに明確にお答えしていたと思います。

角南委員

ただ、大きいものを想定してということでもいいという。

青木委員

大きいこともあり得なくはないですね。

角南委員

すると、弾道ミサイル攻撃とかゲリラ・テロとか、余りそういう過小評価で小さく構

えていていいのですかね。

青木委員

どういのですかね。

角南委員

危機管理としては、弾道ミサイル攻撃のときに限定されての数値での議論をしていって大丈夫かなという懸念がありますが。

青木委員

弾道ミサイルで、弾道が何かによるのですけれども、その弾道であれば……。

角南委員

細菌兵器にしましょう、化学兵器にしましょう、それはいいですよ。

青木委員

弾道であれば、もう何十人までいかないぐらいしかあり得ないですよ。また、弾道ミサイルの場合ですと、対象の考え方として屋内避難しかしませんので、事実上安否の話ということをやらないといけないにしても、ちょっと、今まで御議論をいただいているのと少し合わないような類型かもしれないですね。

角南委員

弾道は単なる金属球という考え方ですか。

青木委員

いえ、爆発するんですけれども、例えばどう言えばいいのですかね。

角南委員

化学兵器であり細菌兵器であり、そういうものを想定した場合は。

青木委員

サイレンを鳴らして屋内に避難すると。テレビで報道していただいて、みんな屋内に避難するということをするわけですよ。もちろん、死傷者が出れば、そのことについては安否情報として確認しなければいけない話ではあるんですが、申し上げたかった意味は、基本的には避難所に避難するという話にならないものですから、したがって、ものすごく多くの人々の安否情報の把握ということには、弾道ミサイルの場合は典型的に多分ならない確率の方が高いかなということなんですけれどもね。

ただ、例えばゲリラなどが原発にやってきたということになると、仮に実際の災害が起きてないとしても、結構近くの人を遠くまで避難させるということも場合によってはあり得るということなので、災害と安否情報の数が常にイコールの関係でなどということでもないこともありまして、いろいろな類型ごとに安否情報の数がどういうふうになるかということとは多少微妙なんです。

#### 飯田委員

先ほど座長がおっしゃったように、普通の災害のときの対応と、テロ・有事の際、我々は今全く別のものとして考えるわけですが、それで考えると、例えばマスコミに「否」の情報を自動的に公表するというのは、この委員会の仕事なのかなということになるわけですね。しかし現場からしてみると、大きな自然災害であっても、テロ・有事であっても仕事の的には同じだし、そうすると、普通の自然災害のときにはどんとやってくてください、勝手に個々の自治体なり病院なりで発表してくださいと。でも、テロと有事は基本的に公開を前提としないシステムで動くのですよというのが並存するようなイメージで今聞いていたのですけれども、そうすると、現場は相当混乱するのではないかなという気がしました。

#### 廣井座長

そういうイメージではなくて、私が考えているのは、まず災害に関しての安否情報は法律にありませんから、これはNTTとかいろいろな民間サービスでやると。行政がサービスするところもあるようですが、非常に少ない。ところが、武力事態等々については、国民保護法上に安否情報の規定があって、問い合わせに対しては回答しなければならないとなっていますから、仕組みをつくらなければいけないわけですね。ところが、先ほどのシステムの問題もありましたが、ある規模の災害ですと自治体の職員が入力できて、家族の問い合わせに対して対応できるわけですね。ところが、ある規模を超えると、例えば阪神規模とか後樂園球場が攻撃されたとかというようなことも入るかもしれませんが、そういう、ある規模の被害を超えると、もう自治体の入力システムも対応システムも機能しなくなる可能性がある。そういうときは、「否」の情報については公表する必要があるのではないだろうかというふうに考えていますけれどもね。

#### 梶委員

二つほどあるのですけれども、死傷者については病院、警察の公表を奨励しているんでしょうね。それとも、一度このシステムに入ってしまうと、ここでもうガードされてしまいますよね。死傷者についてはマスコミに対して病院、警察に公表してくださいというふうに奨励しているのか、しようとしているのか、していないのか。あるいはそういうふうに、このシステムに入ったら公表されなくなるのだとすると、病院も警察も、公表しない方向に動くのではないかという感じもしないでもないですね。でも、今それについては一切もう病院、警察にお任せしますということで、こちらは考えていませんよというふうに思っているような気もするのですけれども、でも方向としては公表しない方向に動きますよね。

2番目なんですけれども、安否情報の方で、避難所にいた人がこの様式を書きたくない。もう自分は携帯で連絡してしまったので家族は全部知っている。となったときに、これは義務なんですか。書かなくてもいいということになると、案外、先ほどの171とか伝言ダイヤルがあると、これを利用する人は激減するのではないかという気もしないでもないのですが、この2点がちょっとよくわからない。

#### 事務局

お答えします。まず義務かどうかについては、注に、例えば回答を行う場合に使うものですか、いろいろ書いているように、様式上、それを前提に書いていただくということなので。様式の下のところ、どういうものでこれを使うのですかとかということに注意書きで書いております。こういうことを前提に理解いただいた上で書いていただくということですので、法律の構成から考えても当然強制はできなくて任意ということになります。

それから、奨励しているかどうかにつきましては、端的に言いますと現行の今までの、長年培ってきて、それなりに機能してきた扱いをそのまま、警察、病院が基本的には安否情報の提供元なんです、そのやり方の中で延長線で考えていただく。でも、それで足りないところがあるので補う仕組みとして、ジュネーブ条約の趣旨に基づいて定められた条文を果たすために、家族に対して、漏れている場合にもちゃんとお答えできるようにセーフティーネットをつくったということで、奨励とか、そこに価値観を挟むつもりはなくて、今までのやり方に+ として今回新たにセーフティーネットをつくったというような考え方です。

#### 梶委員

例えばそのシステムに登録してしまうと、市町村団体に一切公表しないということが前提になっているわけですから。そうすると、病院、警察は2次情報ですね、自己保全の立場から公表しない方向に動くという危険性はありませんか。むしろ、もしその危険性があるのだったら、もっとはっきりして、そちらで公表していいですよということをもっと積極的に言う必要もあるのかなという気もするんですが。

#### 角南委員

方向性としては、警察にしる、どこにしる、個人情報保護法施行以来、どちらかというと消極的な方向だと我々は受けとめているのです。それからプラス、親族、御家族の確認をとらせてくださいとか。大規模のときに、本当にそういうことが可能なかどうか。1件1件を詰めていく我々と対応していっていけるのかどうか、僕はちょっと疑問なんですけれどもね。

#### 廣井座長

つまり、けが人や死者の家族の同意を得られるかどうかということですか。

#### 中川委員

病院や警察が出すのは、特に病院が出すものについては厚生労働省のガイドラインがあるわけですね。これは、確認をとらなくてもいいでしょうと書いているわけです。基本的には民間がやることというのはこのガイドラインが先にあって、漏れたものを国民保護の仕組みでやりますよと。そういう意味では、きちんとこのガイドラインに沿って、公表できるものは公表されているということが前提であるというふうに私たちは理解して、次のステップとしてやるということですよ。

#### 角南委員

そうすると、先ほど言われたように、積極的に公表するように推奨していただきたい

なという気がしますね。

#### 青木委員

まず二つありまして、病院や警察が一定の情報を提供するかどうかの話は、先ほど申し上げている、すべて行政機関個人情報保護法に関する法律の世界の枠組みの話ですね。したがって、公益上必要があると解釈をして、出している場合は出しているということなんでしょう。その話は別に存在しているので、そのことと、市町村が集めた情報の扱いとは、どうしても別に動かざるを得ないのですが、市町村が安否情報システムによって集めた情報を公表するしないの話の法律上の位置づけも国民保護法ではなくて、行政機関と何とかなの法律の話になるんですね。それは、前回の資料の中にも条文が入っていますけれども、座長が言われたような非常に大規模な場合等で、出すことの方が公益上まさらという場合は、そちらの解釈になっていくのだろうと思います。

ただ、本当はどこかで、実は内閣の中に、内閣官房、内閣府なりが一般ルールとして、大規模な災害なり、大規模な攻撃なり、大規模なテロが起きたときに個人情報を公表するときの考え方は何なのかということは、本当は別のところで整理いただければありがたいのだけれども、それが整理されない中で、我々としては武力攻撃時の安否のシステムの運用のあり方をぜひ御検討いただきたいのと、ただ、その部分について何らかの御言及を、我々決めれる場ではないのですが、期待感として、多分こんなふうに整理した方がよくなるかなというようなことを一つの提言として入れておくことは不可能ではないと思うのですけれども、ただ、正直なところ、我々事務局としては責任をもって、そのことを実現するという立場に事務担当者がないものですから御容赦いただきたいのですけれども、頭の整理はそんなことです。

#### 角南委員

ですから僕は先ほどから申し上げているのは、武力攻撃等ということで限って、ここで論議するわけですから、大規模を想定してやった方がいいのではないかなということなんです。というのは、小さいことで本当にやるのであれば、それこそ通常のもので対応できているケースが結構あると思うのですよね。そうすると、武力攻撃等ということの括りで大規模ということで、死傷者数千人というところで話を持っていかないと。

#### 青木委員

誤解されているとあれなんです、何でこの国民保護法に安否情報をしなければいけないかという規定があるかというのは、およそ武力攻撃だったら物すごく大規模になるので、したがって、そういう仕組みをつくっていかないとたないから、仕組みをつくって対処すべきだということではないんですね。武力攻撃の世界だけは国際法のルールというものを頭に置かないといけないだろうと。国対国の世界になってしまうものですから。したがって、規模の大小ということとは関係がなく、国際法の考え方のもとに国民保護法上は入れてしまったのです。では、翻って、各国も同じはずなんだから、そういう整理をしているかということ、立法する段階でもっと検証して、ほかの国も実は、ジュネーブ条約があつたにもかかわらず、実際に武力攻撃時において特別な扱いをしているという整理を法的にしておいてくれているならば、話はもうちょっとすっきりしたのですが、どこの国も実はしていないことがわかってしまったので、何のことはない、

我が国だけが武力攻撃時についてジュネーブ条約をまともに解釈をして、法律上入れてしまっているというのが、実情と言えれば実情なんですね。ただ、法律に入れてしまった以上、事務的な責任を果たさなければいけないというところで大変悩ましい議論をいただいておりますというのが状況なんですけれども。

#### 南委員

おっしゃるとおり、県も、市も、国もそうなんです、これに期待しているというのは、既に保護計画がこの前提に立って、市・県・国で回答、紹介が全部横の報告とかラインになっておるわけなんです。こういうシステムがなければ、何でやるんやという話になりまして、例えばファックス、電話、そういうもので情報のやりとりを共有すると。それでは、とてもじゃないですけども、国民保護計画の、言うてみたら安否情報の提携という形も成立しないという一日どころの話ではなくて、それを本当に成就するには何日かかるのかみたいな話になりまして、だから少なくとも国民保護の体系の中では、このシステムを入れていただくことが、1日後であっても、それ以外の方法よりはすごく効率的にできるという部分はあるかと思えます。

そういう点で、先ほど梶委員がおっしゃった部分で、青木室長にお伺いもしたかったのですが、だれがデータを保有するかの位置づけで、公表の問題はクリアできるからと書いていたんです。と申しますのは、市町村が例えばこのサーバーにアップした段階で、国のデータになってしまうと我々はもう手を出せませんから、これはもう実際クローズだよと。室長がおっしゃったのはそうじゃないみたいなおっしゃり方があって、市として集めた情報は市の情報でもあると。県だったら県だと。ということは、当然そこでの条例でございますので、その段階で公表する線も含めていろいろ判断ができると思います。それを国全体でやるかどうか、ここで若干触れるのはあると思うのですけれども、十分市町村レベルでもある程度の仕分けはできる。だから、そのデータをどこが持っているか、両方とか、そこさえはっきりしていただいたら対応はできるのではないかと思うのです。警察がやっているように、自治体もできると思うのです。

#### 角南委員

どこが持っているかというよりも、僕が思いますのは、集めた情報を何のために使うのかということだと思うのです。それをデータとして保存するため、データを後で解析するためとか、いろいろありますけれども、あとは、上部団体、上に報告するため。上に持ち上げるため。でも、一番重点を置かなければいけないのは、国民にどれだけ利益をもたらすかということが僕は大きいと思います。データを集めて、それをただ上に報告、または自分たちだけで囲って、後でデータ処理を楽にするとか、そういうことではないと思うのですよね。

#### 中川委員

これらの情報を集めるのは、報道して安否情報を伝えるためだけの目的だけではなくて、当然そこに避難所の食事は幾つ必要だとかも公益なので、そういう意味では「自分たちだけで囲った情報は意味がない」ということはないですよ。

#### 角南委員

意味がないとは言っていないです。

中川委員

実際に、今、南委員がおっしゃったように、上げた段階ですべてそれが国民保護法の中に入れてしまうのではなくて、入れたところが持っている情報は、自分のところのデータとして出し入れできますよというような仕分けというのかな、国民保護法的なところから切り出していく。ほかの市町村であるとか、外部機関が出していくとか、国がそこから上げていく段階から、国民保護のスキームだという分け方になるのでしょうか。その辺は切り取り方次第でそういう呼び方ができれば、現場の方の判断で、そのデータを出すとか、自分のところの条例に基づいて出すとかということは、自分のデータとして可能ではないかと思っています。それは、システムの的にできるのではないかと思います。

事務局

今のお話と同じになるのですが、法律論的に言いますと、国民保護法に基づいて各市町村は国に報告しなくてはいけなくて、報告すると。それに基づいてできるのは、国民保護法上は回答と。それ以上、公表ということについては国民保護法の世界ではないので、各自治体の個人情報保護条例の解釈と国の行政機関個人情報保護法の解釈になるということなのかなというふうに考えます。

廣井座長

基本的にはそういうことになるのかもしれないけれども、そうすると、尼崎市は公表する、西宮市は公表しない、神戸市は公表しないと、実際ばらばらになりませんか。

青木委員

ですので、どこかでやはりルールは要るだろうというのと、それから、事務局から説明があった仕組みで、それぞれの自治体が、自分たちが集めた情報以外の情報に対する照会、回答もするというときに、照会者がマスコミの方だったりすることもあるわけなので、どうするのかというお話は、一定程度の考え方の整理が要ることは要るのですね。ただ、非常につらいのは、その法律上の根拠となる法律が、我々が担当している法律ではないというところなものですから、政府を代表して私どもは正式な話を実はできていないというところではあるのです。

ただ、敷衍して、この武力攻撃事態のことを議論した結果、こういう方向で考えるべきなのではないかということをお提案いただくことはあり得ると思うのですね。提案されると、中川さん、来ておられますけれども、自然災害時のルールの一般化につながってしまうわけです。なぜなら、根拠法がそちらの法なものですから。そのところも含めてそういう御提案はするということに、この委員会としてなるのであれば、こちらとしてはそういう提案になるかもしれないよということについて、一定程度、政府部内での理解をしてもらうような取り組みが今必要になるというふうには思います。

廣井座長

この法律は基本的には、その仕組みは家族が近親者の生死についての問い合わせと、

それから行政はそれに対して回答する、そのためのオペレーションをどうするかというのが基本であって、そこに焦点を合わせて議論をする。だけれども、公益性等々を考えて公表した方が、公益性がよりあるというような判断をされるケースもあると。だけど、どういう場合に公益性があるかということについては、ここで議論する場ではない。つまり、公益的な観点から公表するというケースもあり得るし、それが望ましいというようなこともあるというようなことを報告書のどこかに書いてもらうということにしてもらうのが、この検討会の限界ではないかという感じもするのですが。

中川委員

少なくとも厚労省のガイドラインには公益性とまでは書いていないけれども、本人の同意が得られないときに多数の傷病者があった場合に、本人の同意を得るような作業をやっても不合理だから、いいんじゃないのという書き方をしているというのは、ある意味では公益性だと思えます。それでこういう格好でやっているものは、一定の合理性があると考えられるから、そのようなことも考えて、ある程度の規模になった場合には、公表という手段も公益性があるというふうに考えてもおかしくないということは言ってもいいのではないかと思います。そういうことでしょう。

廣井座長

公益性についてもよく分析しないとわからなくて、5人死んで公益性がなくて、100人亡くなれば公益性があるとはちょっと理屈がどうもよくわからないので。

藤原委員

しかし今のはケースバイケースの話なので、先ほど南委員が言われたように、情報自体は自治体とのある意味で共有で、それは個々の自治体で判断するという枠組みが、どうしても統一でなければいけないかどうかというのは、それは事故であるとか地域であるとか、要素を重く見るべき場合も出てくるから、こちらでステートメントを出すというのは難しいのではないかと私は思います。

廣井座長

そうすると、それぞれの自治体の……。

藤原委員

もし、モデル的なものをつくるならば、今そういうことを検討しておられる場があるのだから、災害等について、そちらで検討してもらってもいいのではないかといいことですね。

青木委員

ほかで検討している場がないんですけれどもね。

藤原委員

災害についてはやっているのではなかったですか。

小暮委員（オブザーバー）

基本的にはやっておりますけれども、ただ、安否情報というような形ではやっておりません。災害時要援護者、高齢者の方々とかの避難をどうするかというような観点ではやっておりますけれども。

藤原委員

隙間があるわけですね。

廣井座長

死者やけが人の公表をするかどうかという議論はしていないですよ。

小暮委員（オブザーバー）

はい。今通常では、消防庁が全国の自治体から都道府県を通じて報告をいただいておりますけれども、基本的には死者とか負傷者の数字をいただいておりますので、それを内閣府の方もいただいて、お互いに公表しているという状況でございます。

青木委員

藤原委員が言われたように、それぞれの自治体が入手した情報は、それぞれの自治体の条例等によって解釈されていくのだらうと思います。それでいいと思うのですけれども、では、公表するという話になったことを、先ほどのオペレーションをどうするかということとの兼ね合いなんです、そこで公表するということになったら、1,800の、合併団体になる市町村全部が、そこで公表になったということを知らないといけなくなってしまうということもあるんですね。照会が来ることになったときの対応ぶりについてなるということもあるので。その辺がうまく連携がとれるような仕組みを一方で考えられれば、ある自治体の判断が伝わるということにもなるのですけれども、ただ、そういうことならば、一応ルールは事前につくれるかどうかはわかりませんが、そのときどうするかということを中心にきちんと当該自治体と政府の間で相談して方向を決める方が普通かなという感じはするのですけれども、どこまで踏み込んで……。

藤原委員

おっしゃることはよくわかるのですけれども、そうすると、確認ですけれども、今の場合のルールは、イメージとしては全国統一ルールということになるわけですか。

青木委員

そこまで我々として考えが整理されていることでは全然ないです。統一しない場合であれば、先ほど申し上げたように、こちらでは公表するよという情報を共有するということが必要になるとは思いますけれどもね。それでいくというのも一つの方法だと思いますし、ここで公表するということを中心にきちんと共有できるかどうか、多少懸念があるのであれば、何らかの全国統一ルールにした方が、ある案件が起きたときにいいということもあるかもしれないですね。

堀部委員

条例で対応するわけですから、なかなか統一ルールというのは難しいですよ。指針で何らかの方法で示すということはあると思いますけれども。

青木委員

法的にはもう、それぞれの条例の解釈に。

堀部委員

先ほど、新潟県などもありましたけれども、第三者的なところでそれぞれの自治体で判断してもらうということになりますよね。現にそれはいろいろなところで、いろいろな形でやっているわけです。昨日も、あるところで、この問題ではないのですが、そういう議論をしていますけれども、自治体によっても、その審議会なり審査会の委員の考え方によって随分違うんですよ。それはその地域で何が公益なのか。これは公表すべきなのかどうか、こういうことにもなってくると思うのですよ。住民基本台帳法の場合でも、閲覧をどの範囲でと - 今度法律を改正して閲覧制度を廃止しますが、これだって、なかなか統一的なものは出てこない。閲覧制度についても、それぞれ自治体で今条例をつくってきているわけですよ。

青木委員

特定の人たちの情報は公表ということになったら、公表されるものは印をつけば、どこから見ても、この人の情報は公表されているのだということによって共有することは可能ではあるかもしれませんが。

中川委員

尼崎市がインプットしたデータは尼崎市さんに問い合わせしたり、尼崎市さんが何らかの形で公表をしても、それはよそさんのところではわからないわけですよ。だから、そのデータを何らかの格好でこのシステムを共有してしまえば、よそさんのところに、この種の問い合わせがあったときには、その人は本来ならば尼崎市に問い合わせすればいいわけですが、それを代行して、このシステムなどからでも尼崎市では公表していますということがわかるので、照会があったときに何度もやりとりすることなく出すことができるよう支援するというようなのかな。本来的にやっている業務としては、尼崎市の業務をやっているわけですよ。国民保護法の仕組みであるけれども、国民保護法の、求められた回答に答えるということをやよりスムーズにするための支援と、そんな感じになるのですかね。

入れた情報を尼崎市が使うだけではなくて、よそさんも使ってもいいけれども、そのときにどうやって使うようにするかというのは、この法律で言う回答義務とちょっと重なる部分もあるけれども、実務運用としてはスムーズにしやすいから、可能なようにだけはしておくというふうにすると、それぞれ自治体の判断で動いていいのだと。あるいは公表することについて「否」にしているわけではないのだということがわかると、自治体さんも運用上やりやすいのかなという感じがしますけれども、どうですかね。

南委員

別にうちが公表したいと言っているわけではなく(笑) そういうデータの管理がどう

いう位置づけにあるのかということで、いろいろな対応ができるだろうという部分の確認をしたいということがございました。当然、本人が拒否しているものを公表する気はさらさらございません。できる限り意思確認、当然、意識不明とか公益上の医療機関の対応の部分は全然別として、グレーゾーンみたいなところでできるだけの確認をした上でという前提はあるのですけれどもね。

廣井座長

この安否情報のあり方の検討会の後に、非常に微妙で複雑な問題がいろいろあるわけですが、安否情報運営マニュアルみたいな、堀部先生おっしゃったガイドラインみたいな、そういうものをつくる予定はあるのですか。それぞれの自治体がこういうふうにしたらどうかというもの。

青木委員

つくらざるを得ないでしょうね。どうしても、議論していることの範疇外の話の方が大事な要素があるのですが、内閣府さんがおられて申しわけないのですが、もう一つ範疇外の議論としては、仕組みをつくったものを本当に武力攻撃時にしか使わないのかという議論もありまして、もったいないんだけど、そこがまた、個人情報もそうやって集めたいかという微妙な問題も行政側としてはあるのですけれども。その二つが、実はこの委員会の範疇外だけでも、実は案外大事かもしれないところではあるのですが。

中川委員

先ほど中山さんがおっしゃったように、ここの隙間のすべての情報、名前が入っていない情報というのは当然、「否」の情報がいっぱい入ってくる可能性があるのと、最終的にアウトプットするときに、そういう個人情報はなくてものっかるような動き方ができるものになっていれば、同じなのかなという気もしたのですけれども。

それで、先ほど中山さんがおっしゃった、名前の入らない情報をどうやって処理されるか、その辺は考えていらっしゃるんですか。こういうところにけが人がいる、身元がわかりません、何歳ぐらい、背格好とか。

中山委員

実際に右往左往しながら探しに来られる方があって、その対応にまた病院も困るんですね。警察もかもしれませんけれども。

事務局

民間事業者に関しては厚生労働省のガイドラインで、基本的にはそういうケースは出していいというふうになっていると思いますけれども、こちら側はこちら側で、個人情報保護法に基づいて、持っている情報を、そういうケースについては基本的には同じような解釈になるでしょうから、出してもいいということになる。

中川委員

公表ではなくて、データとしてここにのっかるかどうか。

青木委員

収集対象になるかどうか。

事務局

収集対象にはなりません。

中川委員

逆に言うと、そこに必要な情報が、多分フォーマットは違ってくるのかなと思うので  
すね。

廣井座長

身分証明書も運転免許証も定期券も持っていないような人で、わからない。

中山委員

男性はほとんど入れているのですけれども、女性はハンドバックで、飛んでしまうと、  
もうわからなかったりします。

中川委員

標準的には雛型はこれでいいと思うんです。取りあえず集められる情報みたいなもの  
をこれにうまくのっけられるとか、そういうふうにしておいた方が実践的。逆にこれに  
のせるインセンティブがもっと働く可能性がありますよね。

廣井座長

先ほどの類型をどうするかということとか、入力、それから質問に対する回答にボラ  
ンティアを使っていいのかどうかとか、いろいろな問題がまだ残っているのですが、ど  
うしましょうか。委員会はあと何回あるんですか。

青木委員

取りあえず次回は、中間報告的なものの素案というか骨子というものを outsourc  
ing だいて、少し御議論をいただくということからすると、あと1回では多分済まなくて、  
2回かなというイメージですけれども。

廣井座長

そうすると、きょう議論されて積み残した、今お話ししたような事柄についても、事  
務局としての案を盛り込んだ中間報告書をおつくりだいて、それについて議論をす  
ると。

青木委員

きょう、御議論いただいたこととの関係でちょっと事務的に詰めなければいけない部  
分も多少システム上、小嶋委員が言われたような、どこまで堪えられるかというのは、細  
かい検証をまだできていないので、そこがまずということですね。

それから、先ほど、どこかで公表するときの対応としてちゃんとできるかどうか。多

分できると思うのですけれども、そういうようなことについて、あるいはボランティアの活用なり、病院等で使うフォーマットなり、あるいは名前がわからない方の対応等のあり方について、それなりの説明ができる準備はしたいと思います。それとあわせて、中間報告の骨子的なものを出させていただいて、これはぜひ盛り込むべきだとかという御議論も次回いただければと思っております。

廣井座長

というようなことですが、ほかに何か特に。

梶委員

資料4の照会者の確認で、外国からの照会についてどうするか。これは大使館からの照会は形式審査の対象にするかどうか、それだけ次回までに御検討いただきたいと思えます。

廣井座長

ありがとうございました。ほかに何か検討しておいていただきたい事項はありますか。ほかに特に御意見ありませんようでしたら、あとは事務局に。

事務局

どうもありがとうございました。次回の日程につきましては、2月中旬ごろを考えておりますが、また別途、メールで紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

廣井座長

では、どうもありがとうございました。